

令和元年6月19日現在

機関番号：32641

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2015～2018

課題番号：15K01603

研究課題名(和文) 東京五輪へ向けたスポーツによる国際貢献事業のストラテジーに関する研究

研究課題名(英文) Exploring stakeholder's experiences of implementing Sport for Development and Peace program in Japan

研究代表者

小林 勉 (Kobayashi, Tsutomu)

中央大学・総合政策学部・教授

研究者番号：20334873

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 3,400,000円

研究成果の概要(和文)：日本のスポーツ援助には具体的にどのような課題が伏在し、同時にどのような可能性があるのかについて、以下の問題性について明らかにした。精神的・身体的健康の効果や人と人との交流について語られることはあっても、開発援助の問題としてスポーツ援助を捉えるという視点は大きく見過ごされているという点、「スポーツ援助の先に何が起きているのか?」という点に関心が向けられないという問題性、日本の国際貢献事業である「Sport for Tomorrow」プログラムではアクター間の共通ビジョンが確立されておらず、明確なターゲット像が描けていないという問題性の3点である。

研究成果の学術的意義や社会的意義

スポーツ界の潮流が国際貢献の領域へ大きく転回しようとする中、アプリオリとして当然の如く「良いこと」と思われていた援助の構図とその行為について焦点化しながら、先進国の人々の描く善意の情感にひかれて、スポーツによる国際貢献活動を単なる理念的なものとして終わらせるのではなく、日本側が実施した寄付行為の事例からその問題点を明らかにできたことは、東京五輪へ向けたスポーツによる国際貢献事業のストラテジーを検討する際の重要な視点を示せた点において、一定の社会的意義があるものと考えられる。

研究成果の概要(英文)：During the last two decades, sport-based social intervention programs are conceptualized as potential vehicles for broad, sustainable social development, especially in the most disadvantaged communities in the world. It assumes that there is clearly potential for sport to be used as a new engine in advancing various dimensions of development, something grasped by a growing number of policy makers. In this social milieu, the sport for development and peace (SDP) movement has recently been institutionalized with a number of policy documents, thematic studies. This research addresses this by considering the potential and limitations of the use of SDP as a 'cost-effective' solution to ameliorating social problems. In conclusion, this paper highlights that there is a need to test the claims empirically and to monitor and evaluate SDP programs in a more rigorous and evidence-based approaches.

研究分野：国際協力論、スポーツ社会学、スポーツ政策

キーワード：スポーツ援助 国際貢献活動 Sport for Tomorrow

様式 C - 19、F - 19 - 1、Z - 19、CK - 19 (共通)

1. 研究開始当初の背景

2020年に東京オリンピック・パラリンピックが開催される影響もあってのことか、日本でもスポーツで社会課題を解決しようとする「Sport for Development and Peace (開発と平和を後押しするためのスポーツ)」に関心が向けられ、スポーツによる国際貢献事業に対して急速に注目が集まり始めていた。そうした中、関連する政府事業や関連する研究には、以下のような課題が伏在していた。

(1) スポーツを通じた国際協力及び交流、国際スポーツ人材育成拠点の構築、国際的なアンチ・ドーピング推進体制の強化支援を柱とする「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムが政府主導で本格的に取り組み始め、オリンピック・パラリンピック・ムーブメントを日本全国へ波及させるための取組や研究が主流となっていた。

(2) そうした展開を意図する政策立案者らの視野には、途上国のスポーツが象る重要な問題群が大きく抜け落ちており、「Sport for Development and Peace (開発と平和を後押しするためのスポーツ)」を、「2020年東京大会の開催国」として大会へのコミットメントを高めようとする算段だけが透けて見える状況であった。

すなわち、貧困削減や持続的開発という問いに対するこれまでの議論の経緯やスポーツと国際開発とがどのように絡まりあってきたのかが主題化されないまま、Tokyo2020を盛り上げる役割だけが「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムに投影され、オリンピック・ムーブメントから派生する理念型の中でのSDGsへの繋がりが喧伝される状況というのが、本研究を開始した時点での背景であったといえる。

2. 研究の目的

研究期間全体を通じて、本研究で目的としたことは以下の二点である。

(1) 各国がこの十数年で積極的に取り組み始めたスポーツによる国際貢献事業やスポーツ援助の動向を整理し、Tokyo2020へ向けた日本政府の国際貢献策である「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムの課題を明らかにする。

(2) 世界各地で展開されるスポーツによる国際貢献事業を通じて構築されるネットワークが貧困世界に生きる人々の「セーフティネット」としていかに機能するのかについて明らかにする。

3. 研究の方法

本研究は以下のようなアプローチにより研究を展開した。

(1) フィールドワークによる現地調査

(2) 各種政策文書の資料収集を通じたスポーツによる国際貢献事業の動向に関する政策研究と各国のジャーナルのレビューを通じた文献研究

4. 研究成果

研究期間全体を通じて明らかになった主な研究成果については、以下の諸点である。

- **Tokyo2020 へ向けた日本政府の国際貢献策である「スポーツ・フォー・トゥモロー」プログラムの課題について**

1000万人という対象が漠然としており、明確なターゲット像が描けていない。

日本のスポーツによる国際貢献事業である「Sport for Tomorrow (以下 SFT)」プログラムの先駆的存在として、イギリスの「International Inspiration Program (以下 IIP)」があるが、そこでは「スポーツの開発 (Development of sports)」を UK Sport が担当し、「スポーツを通じた開発 (Development through sports)」については UNICEF、「スポーツと教育」について プリティッシュ・カウンシルと、主だった領域ごとにあらかじめ役割分担がなされていた。しかしながら、SFT では領域ごとのイニシアティブをとるアクターが明確にされておらず、ビジョンやミッションについては各事業、アクターごとに乱立した状況にあり、プログラム全体としてのビジョンやミッションが不明瞭な状況にある。例えば IIP では、裨益者が以下のように分類された。

(1) Reach (当該事業を少しでも認識できた人)

(2) Engaged (少なくとも月1回以上、当該事業に携わった人)

現時点における SFT では、事業の裨益者として「Reached」と「Engaged」の区別がなされて

おらず、各コンソーシアム会員に委ねられている状況である。Reached だけを単に増加させても一過性のキャンペーンに陥る危険性があり、継続性の面からは大きな問題が残る。重要なことは Sustainability(継続性)をもった活動として SFT を展開していくために、いかに Engaged の裨益者を拡大させていくのかということである。この区別は、Sport for Tomorrow の今後の方向性を左右する重要な戦略的視点となる。

戦略国(リソースを集中的に投下する対象国)が設定されていない。

IIP ではリソースを集中的に投下する戦略国を設定し、それを「政府と政策立案者」、「実務者と担当機関」、「子供と若年層」の3つの分野にわけてインパクトを打ち出そうとした。Sport for Tomorrow においても、「戦略国での取り組みと役割分担」および「Sport for Tomorrow の今後の取り組み戦略」に関し早急に議論される必要があり、それぞれのアクターにおける「重点領域(例えば development through sport は JICA、スポーツと教育は文部科学省など)」を決定することが喫緊の課題となる。

ステークホルダー間の共通のビジョンが確立されていない。

戦略国を設定し、「戦略国での取り組みと役割分担」を決定する際、各アクター間を横断し、共有できるような「共通のビジョン」を確立することが求められる。というのも、先述の通り IIP では、「development of sport」については UK スポーツが主に担当し、「development through sport」を UNICEF、「sport and education」についてはブリティッシュ・カウンシルが担当するような体制が構築されていた。それぞれの機関の特長を活かそうとし、かかる役割体制を構築したのは理解できるが、その反面、政策を立案・実施する過程において「各機関の思惑」が衝突する事態も頻発したという(UK Sport へのヒアリングによる)。その際、解決の糸口となったのが「身体教育やスポーツ、プレイを通して途上国を中心に、学校や地域において子供達や若者の生活を豊かにする」という IIP が掲げた共通ビジョンである。このビジョンは最初の段階で各ステークホルダーとの協議において基本的コンセンサスとして了解され、作成されたものである。プロジェクトの実施に伴い、アクター間での議論が紛糾した際、「掲げられたビジョンを達成するためにどうするか?」という視点で議論を展開していくことで、各アクター間の軋轢をある程度回避できたという担当者からの回答は、Sport for Tomorrow を実施する上で大きな示唆に富む。

「戦略国での取り組みと役割分担」を決定するのは重要だが、同時に、各アクター間の利害が衝突することも容易に想定できることから、アクター間で共有できる共通ビジョンの作成が求められ(例えば、開発業界で提唱される‘putting people first’のようなビジョンなど)、その舵取り役を設定することが早急に求められる。おそらく、そうした調整作業については、スポーツ庁が担うべき役割だと考えられるが、本事業を受託する JSC による「議論の水路づけ」も同時にかなり重要となる。そのためには、コンソーシアム事務局や JSC のみならずスポーツ庁全体としてこの課題に取り組み、今回のヒアリング調査に同行した担当者の見解を踏まえ、積極的に議論を重ねていくことが、Sport for Tomorrow の今後を大きく左右するものと思われる。

Sport for Tomorrow を担当するコンソーシアム事務局に裁量権がない。

Sport for Tomorrow を介して省庁間の権限がいかに交錯し、新たな状況を形作りつつあるのかを検討することは、戦略的スポーツ国際貢献事業を促進してゆくうえで重要な課題となってくるが、この点については不鮮明な部分が多い。あるいは、それは今後の Sport for Tomorrow プログラムをめぐるアクターの相互交渉を通じて、具体的な境界線が象られてゆくものとみた方がよいのかもしれない。現時点では、そうした多様なアクターを行き来する「柔軟な担い手」として、JSC は Sport for Tomorrow の事務局を担う機関として適役だと判断されているものの、それを直接的に調整するコンソーシアム事務局には「会議体のコーディネータ的な役割のみ」が割り当てられているのが現状である。Sport for Tomorrow は、各省庁をはじめ各機関の領域横断的なプロジェクトであり、各アクター間で軋轢が生じやすいことを鑑みると、予算執行を含め、ある程度の裁量権を事務局にもたせた方が、領域横断的な性質をもつ Sport for Tomorrow の議論を将来的に集約しやすくなるのではないかと。

文部科学省と外務省の折り合いは、「国際協力」や「開発援助」にまつわる既得権益や管轄領域の問題などを念頭に置かなければ、両者の間に存在するさまざまな関係のなかでも、今後重要な位置を占めてくるのがスポーツ庁であることは間違いない。しかしながら、スポーツ庁が新設された機関ゆえ、本格的に機能し始めるまでには JSC を仲立ちとしたコンソーシアム事務局との積極的な連携がきわめて重要となる。そのためにも、コンソーシアム事務局に一定程度の権限を付与しておくことは、「スポーツによる国際貢献」の文脈における政策立案・実施過程の議論を効果的に促進するうえでも重要になると考えられる。

- **スポーツによる国際貢献事業の問題性を通じて構築されるネットワークが貧困世界に生きる人々の「セーフティネット」としていかに機能させるのかという問題について**

(1) スポーツ援助の有効性を考える視点が欠落しているという問題性：

使い古したスポーツ用品を途上国に寄付するスポーツ援助の事例などから透かし見えてくる共通項は、開発援助を資金、資源、技術の「不足の問題」として捉え、外部からそれらを現地へ移転することで解決を図ろうとする考え方である。そのアプローチの基盤には、諸種のリソースを「有する者」と「有さない者」との非対称性という構図があるが、このような外部資源に依拠する単純な構図では多くの限界がある。例えば、スポーツ用品を「もらえた子ども」と「もらえなかった子ども」の間で軋轢が生じるかもしれないし、先進諸国側の誰かが高価なユニフォームを持ってきてくれるとの期待が、途上国側の援助依存の体質を助長してしまう危険性もある。すなわちこのような外部資源に依拠する方法は、ドナーによる諸種の資源が提供される期間はうまくいくが持続的なものとはなりにくく、状況によっては当事者となる人々の主体性を損なう結果になることもある。しかしながら、日本のスポーツによる国際貢献事業においては、そうした視点や問題認識が決定的に欠落しているということが浮き彫りにされた。

(2) スポーツを通じた社会開発という発想の欠如：

IIP においては、各国で展開する事業を実施する前に現地調査に入り、調査段階で相手国側と様々なミーティングを重ね、ビジョンを共有した上でいかなる支援が必要なのかを議論し、それぞれのニーズを把握した上で決定がなされていたが、SFT においてはそうしたアウトカムマトリックスが作成されないまま、各アクターがビジョンやミッションを共有することなく事業が展開されてしまっている。

例えば、本研究で焦点化した事例の一つである東南アジア地域におけるラグビーの普及活動を通じた現地若者へのジェンダー平等の啓発活動機会の支援 (Pass It Back) は、たとえ直接の経済効果は薄くても、地域の女性たちを定期的に結集させ、多様な次元で彼女たちの生活を活性化させる基盤を形成しつつあり、この意味で、Pass It Back におけるスポーツ実践は、現地の女性の地位向上と密接に結びついている。なかでも「ライフスキルの獲得」については、従来の SDP の歴史のなかでも語られてきたが、近年の多くの課題は「参加者へのインパクト」をどう評価するかであり、Pass It Back の活動として見逃せない点は、そのインパクトを経年比較という形で跡付け、受講者たちが Pass It Back に参加する「前と後」の変化を捉えた基礎データを提示していることにある。例えば、「人はジェンダーで差別されるべきではない」「11歳の少女でもコミュニティでリーダーになりうる」「男性は女性より優れたリーダーである」「父親より母親が子育てに時間を費やすべきである」といった質問が、プログラムに参加する前と参加した後で参加者たちに投げかけられ、その意識変容の度合いから SDP の効果を裏打ちしようとしている。日本に暮らす我々にとってそうした質問は、通常は素通りされる常識的なものであって、その質問される内容にはほとんど関心が向かないかもしれないが、その同じ質問が、ベトナムのような国にいるとき、あるいは都市から離れた Kim Boi のような農村部に滞在しているときには、にわかに困惑を伴う問いかけとして、あるいは現地の伝統的価値観に対抗したものであるものとして、日常の暮らしのなかで啓発されるべき領域として浮上してくる。

このように、援助アプローチ上の課題として能力開発 (Capacity Development) が焦点化され、市民社会や民間部門を含む社会全体の潜在的な能力の開発を多角的に促進する方向性が模索される状況において、Pass It Back が導入された結果、ジェンダーの差異を超えてエンパワメントやコミュニケーションが行われ、女性同士の繋がりを新たに構築しつつ、日常に溶け込む女性差別が現地社会の中で可視化されつつあるという事実は、援助の有効性を不問にしている日本のスポーツ援助のやり方とは大きく異なり、特筆されるべき点であり、東京五輪へ向けたスポーツによる国際貢献事業の戦略として重要な観点となつてこよう。

以上のように、SFT 自体に 1000 万人、100 カ国といった数値目標以外に明確な目標が設定されておらず、コンソーシアムメンバーがそれぞれの企図のもと、裨益者数のカウント方法も統一した基準が共有されていない状況にある。オリンピック・パラリンピックの開催は、大会開催による経済的効果や国際競技力の向上とかの次元にとどまるのではなく、平和で安定した国際社会づくりに貢献するイベントとして、これまでとは全く別のコンテキストで重い意味を持ち始めている中、これからの課題として、プログラム実施の際のステークホルダー間での役割が不明瞭、現地のニーズや開発計画を等閑視、裨益者数のカウント数値の脆弱性、の 3 点について明らかにできたことは、日本のスポーツによる国際貢献事業の戦略として重要な観点を示すことができたことと結論づけることができる。

5. 主な発表論文等

〔雑誌論文〕(計 6 件)

1. 小林勉 (2018) 「社会開発とスポーツ」計画行政 41 (3), 計画行政学会, pp.27-32. (依頼原稿)

2. 小林勉 (2018) 「スポーツによる国際貢献の向こう側: スポーツ援助の先に何が起こるのか?」, アジア太平洋研究, pp.35-50. (依頼原稿)

3. Tsutomu Kobayashi, Russel Hoye, Matthew Nicholson (2017) " Sport Policy in Vanuatu " *International Journal of Sport Policy and Politics* Vol.9[4], pp.753-765. (査読有り)

4. 小林勉 (2017) 「スポーツ推進員の連絡調整と地域活性化」 *みんなのスポーツ* vol.432[2017年4月号], 日本体育社, pp.12-14. (依頼原稿)

5. 小林勉 (2015) 「スポーツによる国際貢献」の世界的潮流：公益とスポーツの接点, *公益学研究* 15[1], 公益学会, pp.21-27. (依頼原稿)

6. 関根正敏・小林勉ほか (2016) 「日本全体の祭典としての東京 2020 オリンピック・パラリンピック競技大会：ホストタウン構想を通じた地方都市の活性化策のアウトラインについて」 *中央大学保健体育研究所紀要*, [34]pp.31-55. (査読有り)

〔学会発表〕(計 3 件)

1. 小林勉 (2017) 国際スポーツ人材の育成と大学, 第 27 回日本体育・スポーツ政策学会大会

2. 小林勉 (2017) 国際貢献の向こう側：スポーツ援助の先に何が起こるのか?, 成蹊大学公開シンポジウム「スポーツと国際貢献を考える--『競うこと』と『つながること』の先へ」

3. 小林勉 (2015) 開発問題とつながり始めるスポーツ, 第 16 回公益学会

〔図書〕(計 1 件)

1. 小林勉 (2016) 『スポーツで挑む社会貢献』創文企画、全 272 ページ。

〔産業財産権〕

出願状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

出願年：

国内外の別：

取得状況 (計 0 件)

名称：

発明者：

権利者：

種類：

番号：

取得年：

国内外の別：

〔その他〕

ホームページ等

6. 研究組織

(1) 研究分担者

研究分担者氏名：

ローマ字氏名：

所属研究機関名：

部局名：

職名：

研究者番号（8桁）:

(2)研究協力者

研究協力者氏名:

ローマ字氏名:

科研費による研究は、研究者の自覚と責任において実施するものです。そのため、研究の実施や研究成果の公表等については、国の要請等に基づくものではなく、その研究成果に関する見解や責任は、研究者個人に帰属されます。